

学校法人会計について

<学校法人会計の特徴>

学校法人会計は、企業会計とは異なり利益を得ることを目的とせず、教育研究活動を円滑に遂行することを目的とします。また、企業は株主の出資により設立されますが、学校法人の設立は寄付によって行われます。

<学校法人会計に関する法規>

私立学校法

私立学校法では、会計年度、計算書類の作成、計算書類および監査報告書の閲覧について規定されています。

私立学校振興助成法

私立学校振興助成法では、補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならないと定められています。

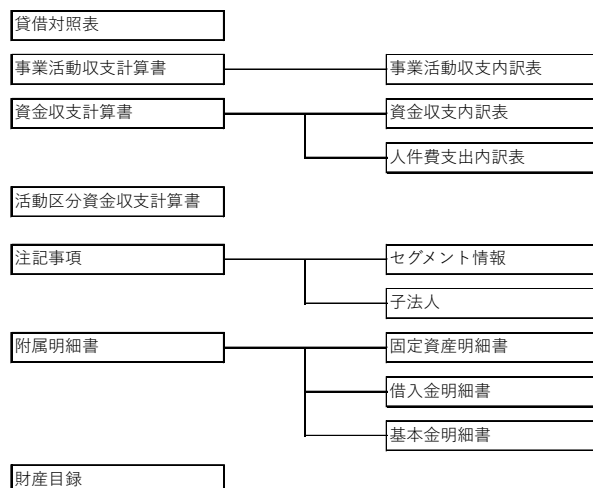
学校法人会計基準

学校法人会計基準では、学校法人は、次に掲げる原則によって、会計処理を行い、計算書類関係書類を作成しなければならないとされています。

・会計の原則

- ① 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。（真実性の原則）
- ② すべての取引について、正規の簿記の原則によって正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。（正規の簿記の原則）
- ③ 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。（明瞭性の原則）
- ④ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。（継続性の原則）

・学校法人が作成しなければならない計算書類



<計算書類について>

① 資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入および支出の内容並びに支払資金（現金預金）の収入および支出の顛末を明らかにするものです。

資金収支計算書は、資金（現金預金）の入出金を記録するだけでなく、期末未収入金、期末未払金、前受金、前払金等を調整勘定として作成されます。

また、附属表の活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書を教育活動、施設整備等活動、その他の活動の3つの活動ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにするものです。企業会計のキャッシュ・フロー計算書に類似しています。

② 事業活動収支計算書

当該会計年度の事業活動収入および事業活動支出の内容並びに収支均衡の状態を明らかにするものです。経常的な収支である「教育活動収支」「教育活動外収支」と臨時的な収支である「特別収支」に区分されています。資金の動きを伴わないが損益となる取引「現物寄付」「減価償却額」「退職給与引当金繰入額」等を計上し、資金の動きを伴うが損益とならない取引「借入金等収入」「施設関係支出」「設備関係支出」等は計上されません。企業会計の損益計算書と類似していますが、学校法人は、利益の獲得を目的とするのではなく、収支の均衡を目的としている点や自己資金による固定資産の追加取得額を表す基本金組入額を計上していること等で違いがあります。

③ 貸借対照表

当該会計年度末時点の資産、負債、純資産（基本金・繰越収支差額）の状況を表し、財政状況を明らかにするものです。基本的に企業会計の貸借対照表と同様ですが、学校法人は出資者や株主が存在しないため、学校法人が行う諸活動に必要な資産を継続的に保持すべきものとして「基本金」（自己資産）が表示されます。

計算書類における主な科目について

資金収支計算書

【収入の部】

学生生徒等納付金収入	授業料、入学金、実験実習料、施設設備資金など
手数料収入	入学検定料、試験料、証明書発行手数料など
寄付金収入	金銭等を寄付者から贈与されたもので補助金としないもの
補助金収入	国や地方公共団体などから交付される助成金
資産売却収入	保有する資産を売却して得た収入
付随事業・収益事業収入	補助活動事業に係る補助活動収入、外部から委託を受けた収入に係る受託事業収入
医療収入	入院収入、外来収入など医療に関わる収入（査定増減を含む）
受取利息・配当金収入	預貯金・有価証券等の利息や配当金

雑収入	施設設備利用料収入、過年度修正収入、退職金財団交付金収入など
借入金等収入	主に金融機関や日本私立学校振興・共済事業団、福祉医療機構からの借入金等の収入
前受金収入	翌年度以降の諸活動に対する収入（主に翌年度入学生の入学金や授業料など）
その他の収入	前期末未収入金、引当特定資産取崩収入、貸付金回収収入、預り金収入など
資金収入調整勘定	当該会計年度の諸活動に対する収入で前年度以前に資金の収入となったもの（前期末前受金）、および翌年度以降に資金を受け入れるもの（期末未収入金）
前年度繰越支払資金	前年度末時点における現預金残高

【 支出の部 】

人件費支出	教職員に支給する給与や退職金など
教育研究経費支出	・教育研究のために支出する経費 ・医療のために支出する経費
管理経費支出	教育・研究活動以外に支出する経費
借入金等利息支出	借入金等に対する利息
借入金等返済支出	借入金等に対する返済
施設関係支出	土地、建物、構築物等の取得に係る支出
設備関係支出	教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両、ソフトウェアなどの取得に係る支出
資産運用支出	有価証券、引当特定資産繰入に係る支出
その他の支出	前期末未払金、貸付金、前払金などの支出
予備費	予算編成時に予期しない支出に備えるために設けるもの
資金支出調整勘定	当該会計年度の諸活動に対する支出で前年度以前に資金の支出となったもの（前期末前払金）、および翌年度以降に資金の支出となるもの（期末未払金・期末長期未払金）
翌年度繰越支払資金	当年度末時点における現預金残高

事業活動収支計算書

《教育活動収支》

【 事業活動収入の部 】

学生生徒等納付金	資金収支計算書の「学生生徒等納付金収入」と同じ
手数料	資金収支計算書の「手数料収入」と同じ
寄付金	資金収支計算書の「寄付金収入」に現金の受贈を伴わない「現物寄付」を加え、施設設備寄付金（現物寄付）を除いたもの
経常費等補助金	資金収支計算書の「補助金収入」から施設設備補助金を除いたもの
付随事業収入	資金収支計算書の「付随事業・収益事業収入」から収益事業収入を除いたもの

医療収入	資金収支計算書の「医療収入」と同じ
雑収入	資金収支計算書の「雑収入」に「徴収不能引当金戻入額」を加えたもの

【事業活動支出の部】

人件費	資金収支計算書の「人件費支出」に退職給与引当金の繰入額等を加えたもの
教育研究経費	資金収支計算書の「教育研究経費支出」に「減価償却額」を加えたもの
管理経費	資金収支計算書の「管理経費支出」に「減価償却額」を加えたもの
徴収不能額等	「徴収不能引当金繰入額」（未収入金について将来的に回収不能となるおそれのある額を見積もったもの）、「徴収不能額」（未収入金のうち回収不能となったもの）

貸借対照表

【資産の部】

固定資産	貸借対照表日後1年を超えて使用する資産
有形固定資産	土地、建物、構築物、機器備品、図書などの有形資産
特定資産	退職金の支払資金や施設設備を取得する等の目的で使途が特定された資産
その他の固定資産	電話加入権、ソフトウェア、長期保有を目的とする有価証券、回収期限が貸借対照表日後1年を超えて到来する長期貸付金など
流動資産	現金預金、未収入金、棚卸資産、短期で運用する有価証券等1年以内に現金化、費用化できるもの

【負債の部】

固定負債	期限が貸借対照表日後1年を超える長期借入金・長期未払金、退職金規程による計算に基づく退職給与引当金など
流動負債	期限が貸借対照表日後1年以内である短期借入金・未払金、前受金、預り金など

【純資産の部】

基本金	
第1号基本金	教育に供される固定資産に対応する基本金
第2号基本金	将来取得計画のある固定資産に対応する基本金
第3号基本金	基金として継続的に保持・運用する基本金
第4号基本金	恒常的に保持すべき資金に対応する基本金
繰越収支差額	当該年度以前からの収支差額の累計額